

警察職員待機宿舎の運用について（通達）

〔最終改正 令和4.2.28 例規厚・会・備一第4号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

京都府警察職員待機宿舎は、警察法第37条第3項及び警察法施行令第3条第1項の規定により警察官の勤務の特殊性にかんがみ国が経費の一部を補助し、建設されたものである。したがって、従来から警察職員住宅として管理運営しているものとは、性格を異にする面があるので、その目的趣旨に沿うよう警察職員待機宿舎の運用に関する訓令を制定して宿舎の運用を図ることとしたので、次の事項に留意して誤りのないようにされたい。

記

1 入居の手続（第4条）

- (1) 所属長は、待機宿舎入居申込書を確認するときは、入居の必要性等に関する調査を行うものとする。
- (2) 入居の命令を行うに当たっては、訓令第3条に規定する入居の条件を備えているかどうかを確認し、入居希望者の所属、入居人数その他の事情を考慮するものとする。
- (3) 入居を命じられた者は、待機宿舎入居命令書に定められた入居指定日に入居しなければならない。ただし、厚生課長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 緊急時の招集と任務（第5条及び第6条）

突発的に発生した大きな事故や災害の場合で、地理的・時間的に応急活動を行うことが有効と判断されるときに招集を命じるものとし、発令事務は、当該事案を主管する課が行うものとする。

なお、招集を命じられた者の任務とする必要な業務とは、負傷者の救護、現場保存、雑踏の整理、当直業務の補完等、事案発生後にとりあえず行わなければならない警察活動をいう。

3 宿舎の明渡し（第8条）

- (1) 訓令第8条第2号に規定する本部長が明渡しを命じる場合とは、次のとおりとする。
 - ア 正当な理由がなく訓令第11条に規定する宿舎入居料等を指定の期日までに納付しないとき。
 - イ 訓令又はこれに基づく規定に違反したとき。
 - ウ 宿舎の修繕、改築、解体、入居調整等、宿舎の管理運営上必要があると認めるとき。
- (2) 本部長は、前記3の(1)のウの規定により宿舎の明渡しを命じた場合は、入居者に他の宿舎、一般財団法人京都府警察職員福利厚生会（以下「福利厚生会」という。）が管理運営する住宅等への入居の手続を行わせることができる。

4 宿舎の退去（第9条）

入居者は、宿舎を退去するときは、当該宿舎を正常な状態にしなければならない。

5 入居料等（第11条）

- (1) 宿舎入居料、入居者分担金及び駐車場使用料の額は、入居者に対し別に通知するものとする。
- (2) 宿舎入居料及び駐車場使用料については、警察本部長が発行する納入通知書により京都府指定金融機関に納付するものとする。

(3) 入居者分担金については、毎月20日までにその月分を福利厚生会に納付しなければならない。この場合において、入居日数が1箇月に満たない場合は、その月の初日に当該住宅に入居していた者がこれを納付するものとする。